学術指導申込書（新規・変更）

　　年　　月　　日

国立大学法人

奈良先端科学技術大学院大学長　殿

申　込　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学術指導取扱規程及び裏面に記載の実施条件を承諾の上、下記のとおり学術指導を申し込みます。

なお、本申込については、希望する指導担当者との間で事前に協議済みであることを申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　指導題目 |  |
| ２　指導目的　　 |  |
| ３　指導期間 | 指導料の納付日から　　　　年　　月　　日まで（総時間数　　　時間まで） |
| ４　指導実施場所 |  |
| ５　指導料（消費税及び地方消費税額を含む）　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ６　希望する指導担当者　　　　（所属・職・氏名） |  |
| ７　 |  |
| 申込者・事務担当者連絡先 | ○○部　○○課　○○係　主任　○○ ○○〒\*\*\*-\*\*\*\*　○○県○○市○○町○丁目○番○号TEL:\*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*　　FAX:\*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*　E-mail:\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*.jp |
| 奈良先端大学・事務担当窓口 | 研究協力課研究企画係〒630-0192　奈良県生駒市高山町8916番地の5TEL：0743—72—5077　　FAX：0743—72—5194　E-mail： kenkyo@ad.naist.jp |

受　諾　可　否　決　定　通　知　書

年　　月　　日

学術指導申込書に記載の学術指導について、

□　受諾した

ため、通知します。

□　以下の理由により受諾できない

【理由】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

学術指導実施条件

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「甲」という。）は、申込者（以下「乙」という。）に対し、表面に記載のとおり学術指導を実施するものとする。

第2条 甲の教職員等は、乙の従業員等に対して学術上の指導、助言等を行うものとする（以下双方を合わせて「学術指導関係者」という。）。

2乙は、学術指導が学術上の指導、助言等であることに鑑み、当該指導が乙の研究開発又は営業活動等に資することを甲が保証するものではない旨を了承するものとする。

第3条 乙は、学術指導及び付帯する業務の対価として、表面に掲げる指導料を甲の発行する請求書の発行日から原則として30日以内に甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。当該指導料の管理、執行及び経理処理は甲が行い、取得した物品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、学術指導に当たり、甲の教職員等に出張旅費が発生した場合は、直接甲の教職員等に支払うものとする。

3 乙は、所定の納付期限までに指導料を納付しなかった場合で、かつ、甲が求めるときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年５％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

4 甲は、乙から納付された指導料は返還しない。ただし、学術指導が指導期間の終了日を待たずして中止された場合で、甲が特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、不用となった指導料の額の範囲内で返還することができる。なお、乙の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、返還額から差し引くものとする。

第4条 乙の提供設備等の搬入出、据付及び返還に要する経費は、乙の負担とする。乙の提供設備等に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は、これを賠償しなければならない。

第5条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由がある場合は、双方協議の上、学術指導を中止し、又は指導期間を延長することができる。

第6条 乙からの申入れにより一方的に学術指導を中止する場合、指導料は返還しないものとする。

第7条 学術指導の結果、知的財産権等が発生した場合は、当該知的財産権等の帰属、取扱い等について、甲乙で別途協議を行う。

第8条 甲及び乙は、学術指導の結果得られた成果について公表することができるものとし、成果の公表時期及び方法については、甲乙で別途協議を行う。

第9条 甲及び乙は、学術指導の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た学術・技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報について、開示・漏洩してはならず、かつ、学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（1）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（2）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

（3）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

（5）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（6）事前に相手方の同意を得た情報

2 前項の有効期間は、指導期間の開始日から指導完了後又は指導中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

第10条 甲及び乙は、あらかじめ返還を条件にしている提供物を、学術指導の終了又は中止後速やかに相手方に返還するものとする。

第11条 甲は、乙が指導料を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

第12条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び学術指導関係者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方が直接的に被った通常の損害の範囲内で賠償しなければならない。

第13条 甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

　　　　（1）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　　 （2）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

　　　 （3）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　　　　 ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　　　　 イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 甲及び乙は、相手方が、前項(1)(2)(3)の確約に反する申告、契約、行為をしたことが判明した場合は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

3 甲及び乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第14条 乙は、甲の名称、略称、マーク等（以下「名称等」という。）を、乙の製品の広告の目的その他いかなる目的にも使用することはできない。ただし、名称等の使用について、事前に甲の同意を得た場合は、この限りではない。

第15条 ここに定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第16条 乙は、学術指導の実施において適用されるすべての法令及び指針等を遵守しなければならない。